

## 豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金交付要綱

令和8年6月22日豊岡市告示第236号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域事業)「コウノトリ羽ばたくサステナブルな脱炭素観光地域づくり～脱炭素による地域産業の再生・創出と地域の自然・文化の再生・創出～」(以下「市事業計画」という。)に基づき実施される事業を推進するため、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。)第29条第1項に規定する間接補助金を豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金(以下「補助金」という。)として交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行例」という。)並びに国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)並びに豊岡市補助金等交付規則(平成17年豊岡市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象地域 市事業計画における脱炭素先行地域のエリアをいう。
- (2) 事業所 専ら事業活動のため使用する本社、支店、営業所及び店舗等の建物をいう(不動産賃貸を目的とするものを除く)。
- (3) 住宅 個人が居住の用に供する戸建住宅をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象設備及び補助金額等は、別表に掲げるものであって、補助金は、同一住宅及び一事業所につき、一の補助対象設備に対しそれぞれ1回限りとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象地域に住所を有しない者で、かつ、実績報告の期日までに補助対象地域に住所を有する見込みがない者は、補助金の交付の対象としない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者及び設置する設備を使用する者(以下「設備使用者」という。)が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。
- 4 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交

付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3) 個人にあつては、暴力団員に該当するもの

(4) 前3号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないとして市長が認める者

5 補助対象設備を設置する土地若しくは建物（以下「物件」という。）が借用物件である場合は、物件の所有者から当該事業の内容について承諾を得ていなければならない。

6 設備購入に係る契約の相手方は、豊岡市内に所在する事業者（以下「市内事業者」という。）によるものでなければならない。ただし、PPA契約又はリース契約によるものを除く。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、補助事業を着手する前に市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出を行うにあたり、交付申請者が消費税及び地方消費税の納税義務を有する者である場合は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者が規則第7条第1項に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から30日以内又は申請をした年度の1月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長

に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- (2) 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第4号）により行うものとする。  
（変更の承認）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、承認することを決定したときは、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（交付の条件）

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。
- (2) 適正化法、適正化法施行令その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の利益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了し

た会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者及び設置した設備を使用する者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 補助対象事業として脱炭素先行地域内対象施設に資産を形成する場合であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間まで活用すること。
- (2) 環境省への実績値の報告等を目的に、法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の稼働量データ（発電量及び充放電量等）及び補助対象施設の電力使用量データの提出等を通じ、市が実施する調査に協力しなければならない。また、補助金の交付を受け太陽光発電設備を設置した者は、年間の発電量、余剰売電量、設置場所の電力使用量を管理するシステムを導入することとし、その費用は補助対象経費とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市事業計画の実現のため、市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長宛てに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第6号）を提出し、その旨を報告するものとする。

- 2 第14条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に変更（第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更の場合を除く）を伴う場合は、第7条第1項に規定する補助金の変更の承認申請によるものとする。

(交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第8条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更したときは、申請者に豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金取消通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(報告等)

第13条 市長は、この要綱施行に必要な限度において、補助事業者に対し、補助金の交付に関し、遂行状況や経理状況等の必要な事項について報告をさせ、検査し又は指示することができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金実績報告書（様式第8号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出し

なければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(補助金の額の再確定)

第16条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金のその他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第12条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第15条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後において、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金交付請求書（様式第10号）に補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写し等の振込先口座を確認できる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の受領を、補助対象事業に係る設備を設置した者（以下「設置事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。
- 3 代理受領を行おうとする交付申請者（以下「代理受領委任者」という。）は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出の際、同項に規定する書類に加え、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金代理受領事前届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 4 代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じたとき又は代理受領を中止したときは、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金代理受領変更（中止）届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 5 代理受領委任者は、第14条第1項の規定による実績報告書を提出する際、同項に規定する書類に加え、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金代理受領委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の代理受領を委任された設置事業者（以下「代理受領受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第14号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 7 代理受領受任者は、補助金の受領を確認したときは、速やかに代理受領委任者に報告するものとする。

（書類の整備保管）

第19条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第9条第5号で定める処分制限時間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（処分制限期間経過後の廃棄）

第20条 第9条第5号で定める期間を経過した後の補助対象設備の廃棄については、補助事業者や補助対象設備を設置した建物の所有者等が、自らの責任において適切に処分をしなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）自家消費型太陽光発電設備（屋根・敷地内野立設置、ソーラーカーポート）

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る設置費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域に設置されるものであること。</li> <li>2 設備を設置する対象が住宅である場合は、補助対象者又は設備使用者が現に居住するものとし、事業所である場合は、補助対象者又は設備使用者が自ら使用する事業所であること。</li> <li>3 国実施要領別紙1の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと（ただし、i に定める要件にあっては(a)を満たすこと。）。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> <li>5 市が実施する他の補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>
補助対象者	<p>太陽光発電設備を設置する者で、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人</li> <li>2 補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者</li> <li>3 太陽光発電設備の設置が、PPA契約であるときはPPA事業者、リース契約であるときはリース事業者</li> <li>4 市事業計画において補助対象者として定める者</li> </ol>
補助金額	<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア（ア）における交付対象事業をいう。）の2/3以内。</p> <p>ただし、住宅においては、屋根又は敷地内野立て設置の場合は1申請あたり100万円、ソーラーカーポートの場合は1申請あたり120万円を上限とする。</p>
交付	様式
	様式第1号

申請書	提出期限	<p>交付申請をする日の属する年度の11月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</li> <li>2 誓約書（別紙1）</li> <li>3 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> <li>4 <b>【設置対象が事業所の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の直近の確定申告書類（個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一））の写し</li> <li>(2) 補助対象地域に事業所を置くことが分かる書類（開業届、営業許可、登記事項証明書等）の写し</li> </ol> </li> <li>5 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</li> <li>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</li> <li>7 電力使用量確認書及びその根拠資料（想定自家消費電力量及び想定発電量が分かるもの）（別紙2）</li> <li>8 <b>【PPA契約の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サービス料金から補助金額相当分が控除されることが分かる書類</li> <li>(2) 設備使用者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> </ol> </li> <li>9 <b>【リース契約の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) リース料金から補助金額相当分が控除されることが分かる書類</li> <li>(2) 設備使用者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> </ol> </li> <li>10 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
補助金交付決定通知書		様式第3号

様式		
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、概ね1か月
実績報告書	様式	様式第8号
	提出期限	<p>工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の2月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 【設置対象が住宅の場合】 申請者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</p> <p>3 契約書等の写し（補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類。）</p> <p>4 補助対象設備の設置前、施工中及び設置後の写真（設置の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等が分かるもの）</p> <p>5 【交付申請時から変更がある場合】 設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 【PPA契約又はリース契約の場合】</p> <p>(1) 本事業により設置した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（リース期間が法定耐用年数よりも短い場合にあっては、所有権転移ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保することを証明する書類）</p> <p>(2) サービス料金、リース料金から補助金額相当分が</p>

		<p>控除されていることが分かる書類</p> <p>(3) 設備使用者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・ 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。</li> <li>・ 申請者又は設備使用者が個人の場合にあつては、発電した電力の自家消費率が30%以上であること。</li> <li>・ 申請者又は設備使用者が事業者である場合にあつては、発電した電力の自家消費率が50%以上であること。</li> <li>・ PPA 契約又はリース契約の場合、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。</li> <li>(2) 設置する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するものであること。</li> </ul> </li> <li>・ 設置する設備がIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。</li> </ul>

(2) 熱利用設備（太陽熱利用機器、木質バイオマス利用機器）

補助金交付の目的	<p>熱利用設備に係る設置費用の一部を補助することにより、熱利用設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域に設置されるものであること。</li> <li>2 設備を設置する対象が住宅である場合は、補助対象</li> </ol>

		<p>者が現に居住するものとし、事業所である場合は、補助対象者が自ら使用する事業所であること。</p> <p>3 国実施要領別紙1の2ア(ウ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>5 市が実施する他の補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>6 薪ストーブにおいては、二次燃焼機能を有するものであること。</p> <p>7 太陽熱利用機器においては、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>8 木質バイオマス利用機器においては、木質バイオマス依存率が60%以上であり、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものでないこと。</p>
補助対象者		<p>熱利用設備を設置する者で、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>1 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人</p> <p>2 補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者</p>
補助金額		<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア(ウ)における交付対象事業をいう。）の2/3以内。</p> <p>ただし、太陽熱利用機器においては1申請あたり66万6千円を上限とし、木質バイオマス利用機器においては1申請あたり80万円を上限とする。</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月25日まで。
	添付書類	<p>1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</p> <p>2 誓約書（別紙1）</p> <p>3 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</p>

		<p>4 <b>【設置対象が事業所の場合】</b></p> <p>(1) 申請者の直近の確定申告書類（個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一））の写し</p> <p>(2) 補助対象地域に事業所を置くことが分かる書類（開業届、営業許可、登記事項証明書等）の写し</p> <p>5 補助対象設備の設置図、平面図等（設置された箇所等が分かるもの）</p> <p>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</p> <p>7 <b>【太陽熱利用機器の場合】</b></p> <p>JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであることを示す書類等</p> <p>8 <b>【木質バイオマス利用機器の場合】</b></p> <p>木質バイオマス依存率が60%以上であり、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものではないことを示す書類等</p> <p>9 <b>【更新の場合】</b></p> <p>既存設備設置状況が判明できる近景及び遠景の写真</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、概ね1か月
実績 報告 書	様式	様式第8号
	提出期限	<p>工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の2月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 <b>【設置対象が住宅の場合】</b></p> <p>申請者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出</p>

		<p>しなかった場合に限る。)</p> <p>3 契約書等の写し(補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類。)</p> <p>4 補助対象設備の設置前、施工中及び設置後の写真(設置の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等が分かるもの)</p> <p>5 【交付申請時から設置場所等に変更がある場合】 設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。)又はこれに代わるもの</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>

### (3) 蓄電池

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の設置費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 補助対象地域に設置されるものであること。</p> <p>2 設備を設置する対象が住宅である場合は、補助対象者又は設備使用者が現に居住するものとし、事業所である場合は、補助対象者又は設備使用者が自ら使用する事業所であること。</p> <p>4 国実施要領別紙1の2イ(エ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>6 市が実施する他の補助を得て実施する事業でないこと。</p>
補助対象者	太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する者

		<p>で、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人</li> <li>2 補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者</li> <li>3 蓄電池の設置が、PPA契約であるときはPPA事業者、リース契約であるときはリース事業者</li> <li>4 市事業計画において補助対象者として定める者</li> </ol>
補助金額		<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2イ（エ）における交付対象事業をいう。）の2/3以内。</p> <p>ただし、住宅においては1申請あたり100万円を上限とし、事業所においては1申請あたり200万円を上限とする。</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	<p>交付申請をする日の属する年度の11月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</li> <li>2 誓約書（別紙1）</li> <li>3 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> <li>4 <b>【設置対象が事業所の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の直近の確定申告書類（個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一））の写し</li> <li>(2) 補助対象地域に事業所を置くことが分かる書類（開業届、営業許可、登記事項証明書等）の写し</li> </ol> </li> <li>5 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</li> <li>6 太陽光発電設備から充電することが分かる図面</li> <li>7 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型</li> </ol>

		<p>番、性能等が分かるもの)</p> <p>8 <b>【PPA契約の場合】</b></p> <p>(1) サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>(2) 設備使用者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</p> <p>9 <b>【リース契約の場合】</b></p> <p>(1) リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>(2) 設備使用者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、概ね1か月
実績 報告 書	様式	様式第8号
	提出期限	<p>工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の2月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 <b>【設置対象が住宅の場合】</b></p> <p>申請者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</p> <p>3 契約書等の写し（補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類。）</p> <p>4 補助対象設備の設置前、施工中及び設置後の写真（設置の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等が分かるもの）</p> <p>5 <b>【交付申請時から変更がある場合】</b></p>

		<p>設備の実際の設置図（平面図、機器配置図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 【PPA契約又はリース契約の場合】</p> <p>(1) 本事業により設置した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（リース期間が法定耐用年数よりも短い場合にあつては、所有権転移ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保することを証明する書類）</p> <p>(2) サービス料金、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>(3) 設備使用者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>その他交付要件</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・PPA 契約又はリース契約の場合、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。</li> <li>(2) 設置した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するものであること。</li> </ul> </li> <li>・設置する設備がIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。</li> </ul>

（4）充電設備

<p>補助金交付の目的</p>	<p>電気自動車等の充電設備に係る設置費用の一部を補助</p>
-----------------	---------------------------------

		<p>することにより、EVの更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
補助対象事業		<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域に設置されるものであること。</li> <li>2 設備を設置する対象が住宅である場合は、補助対象者が現に居住するものとし、事業所である場合は、補助対象者が自ら使用する事業所であること。</li> <li>3 国実施要領別紙1の2イ(キ)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>
補助対象者		<p>充電設備を設置する者で、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人</li> <li>2 補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者</li> </ol>
補助金額		<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2イ(キ)における交付対象事業をいう。）の2/3以内。</p> <p>ただし、本設備においては1申請あたり26万6千円とする。</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月25日まで。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</li> <li>2 誓約書（別紙1）</li> <li>3 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> <li>4 <b>【設置対象が事業所の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の直近の確定申告書類（個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一））の写し</li> <li>(2) 補助対象地域に事業所を置くことが分かる書類（開業届、営業許可、登記事項証明書等）の写し</li> </ol> </li> </ol>

		<p>5 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 太陽光発電設備から充電することが分かる図面</p> <p>7 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、概ね1か月
実績 報告 書	様式	様式第8号
	提出期限	<p>工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の2月末日まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 【設置対象が住宅の場合】 申請者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</p> <p>3 契約書等の写し（補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類。）</p> <p>4 補助対象設備の設置前、施工中及び設置後の写真（設置の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等が分かるもの）</p> <p>5 【交付申請時から変更がある場合】 設備の実際の設置図（平面図、機器配置図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>

その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>
---------	--

(5) 高効率空調設備、高効率給湯機器

補助金交付の目的	高効率空調設備及び高効率給湯機器（以下「高効率空調設備等」という。）に係る設置費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域に設置されるものであること。</li> <li>2 設備を設置する対象が住宅である場合は、補助対象者が現に居住するものとし、事業所である場合は、補助対象者が自ら使用する事業所であること。</li> <li>3 国実施要領別紙1の2ウ（テ）に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> <li>5 市が実施する他の補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>
補助対象者	<p>高効率空調設備等を設置する者で、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人</li> <li>2 補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者</li> </ol>
補助金額	<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ウ（テ）における交付対象事業をいう。）の2/3以内。</p> <p>ただし、住宅においては、高効率空調設備の場合は1申請あたり13万3千円、高効率給湯機器の場合は1申請あたり40万円を上限とし、いずれも1台限りとする。事業所においては、高効率空調設備の場合は1申請あたり200万円を上限、補助設置台数上限を5台までとし、高効</p>

		率給湯機器の場合は1申請あたり200万円を上限、補助設置台数上限を1台までとする。
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月25日まで。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</li> <li>2 誓約書（別紙1）</li> <li>3 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（発行日から3カ月以内のもの）</li> <li>4 <b>【設置対象が事業所の場合】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の直近の確定申告書類（個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一））の写し</li> <li>(2) 補助対象地域に事業所を置くことが分かる書類（開業届、営業許可、登記事項証明書等）の写し</li> </ol> </li> <li>5 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</li> <li>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</li> <li>7 <b>【設備更新の場合】</b> 買換前設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの</li> <li>8 <b>【設備更新の場合】</b> 買換前設備の写真（メーカー、型番等が分かるもの。）</li> <li>9 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
補助金交付決定通知書 様式	様式第3号	
交付決定通知書の交付 時期	交付申請書類收受後、概ね1か月	
実績報告書	様式	様式第8号
	提出期限	工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の2月末日まで。

		<p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	<p>添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</li> <li>2 <b>【設置対象が住宅の場合】</b> 申請者の住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった場合に限る。）</li> <li>3 契約書等の写し（補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類）</li> <li>4 補助対象設備の設置前、施工中及び設置後の写真（設置の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等が分かるもの）</li> <li>5 <b>【再エネ電力メニューに切り替えた場合】</b> 再エネ電力メニューへ切り替えたことが分かる書類（契約内容が分かる書類の写し等）</li> <li>6 <b>【太陽光発電設備を設置又は設置済みの場合】</b> 太陽光発電設備が設置されていることを証明できる書類（発電量が分かる明細の写し等）</li> <li>7 <b>【交付申請時から変更がある場合】</b> 設備の実際の設置図（平面図、機器配置図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</li> <li>8 <b>【高効率空調設備で設備更新の場合のみ】</b> 家電リサイクル券の写し</li> <li>9 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>その他交付要件</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・設置する設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる太陽光発電設備と接続するものであること。</li> </ul>

	<p>と。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力メニューからの調達で補うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が設備の更新である場合は、次の要件を満たすこと。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 最新の目標年度の省エネルギー基準達成率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた機器ごとの省エネルギー達成率をいう。）が100%以上の製品であり、更新前の設備に対して、省CO2効果が得られるものであること。</li><li>(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第2項第2号に規定する特定調達品目及びその判断の基準に合致する製品であること。</li></ol></li><li>・ 設置する設備が新たに設置するものである場合は、次の要件を満たすこと。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 最新の目標年度の省エネルギー基準達成率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた機器ごとの省エネルギー達成率をいう。）が100%以上の製品であること。</li><li>(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第2項第2号に規定する特定調達品目及びその判断の基準に合致する製品であること。</li></ol></li></ul>
--	--